

木更津市議会

大規模災害対応指針

— 議員の災害対応行動マニュアル —

令和2年 月 議会運営委員会決定

木更津市議会大規模災害対応指針

1 目的

市議会は、唯一の議決機関として常に市民の付託に応える役割を担っている。

市内で大規模な災害が発生した場合において、市議会及び議員がどのような対応をすべきか共通の認識を持ち、迅速かつ適切な行動をとれるよう定める。

2 基本方針

大規模災害時にあっては、特に初期を中心に市と連携し、被災市民の救援と被害復旧のため、非常の事態に即応した役割を果たすことが求められる。

このため、本市議会は、以下の基本方針に立って取り組みを行うものとする。

- 市が災害対応に全力で専念し、応急活動を円滑かつ迅速に実施できるよう、必要な協力及び支援を行うこと。
- 国、県、政党、関係機関等に適時適切な要望活動を行い、市の復旧・復興の取り組みを支援すること。
- 広域的な応援体制が必要であると判断したときは、関係自治体の議会と積極的に連携すること。
- 議員は、地区自主防災組織等と連携し、地域の一員として市民の安全確保と応急対応等にあたり、地域における共助の取り組みが円滑に行われるよう努めること。

なお、大規模災害時には、議員、職員、庁舎自体が被災することも想定されるところであり、これらの状況に応じて、的確な対応を図るものとする。

3 対象となる災害

(1) 地震

- ① 市内に『震度5強以上』が発生したとき。
- ② 気象庁が津波予報区の『千葉県内房・東京湾内湾』に大津波警報を発表したとき。

(2) 風水害

- ① 本市に土砂災害警戒情報(発表:気象庁と都道府県が共同)又は記録的短時間大雨情報(発表:気象庁)が発表されたとき。
- ② 小櫃川又は矢那川に氾濫警戒情報(発表:気象庁と都道府県が共同)が発表されたとき。
- ③ 小櫃川又は矢那川の水位が避難判断水位を超えた(河川管理者である千葉県が市に通知した)とき。

(3) 地震及び風水害以外の災害

市内に社会的に大きな影響を与える大規模な火災などの事故、原子力災害、新型インフルエンザなどの感染症、大規模なテロなどで、大きな被害が発生した場合、又はその恐れがあるとき。

※ (1)及び(2)に記載した規模の地震及び風水害が発生した場合は、市の災害対策本部が自動設置される。

4 災害対応組織

- (1) 議長は状況の確認と所要の対応を行うため、必要に応じ、議長・副議長、局長以下事務局職員で構成する「木更津市議会内情報本部(以下「議会内情報本部」という。)」を設置し、その状況に応じて市災害対策本部へ要請等を行う。
- (2) 議員は市当局が災害対応に専念できるよう、被災状況や被災者の要望等の情報提供については、議会内情報本部を経由する。
- (3) 議長に事故あるときは、副議長、議会運営委員会委員長の順に対応する。

議員の災害対応行動マニュアル

1 大規模災害発生時の対応

【初動期(発災から概ね 24 時間まで)】

(1) 会議開会中の対応

- ① 議長は、会議開催中に大規模災害が発生した場合は、必要に応じて、会議時間又は会期の延長等の措置を取り、休憩又は延会する。
- ② 委員長も同様に、必要に応じて、会期の延長の要請又は閉会中の継続審査の申し出等の措置を取り、休憩又は閉会する。
- ③ 避難経路、方法については、別に定める。
- ④ 議会事務局は、傍聴人の避難誘導その他安全確保のための対応を行う。
- ⑤ 議員は状況確認後、原則退庁とする。

(2) 休会・閉会中の対応

議員は、市の災害対策本部が設置された(指針「3 対象となる災害」に該当した)ときは、ラインワークス等を活用し、安否、居所を議会事務局に連絡する。
(連絡手段の順序は別図のとおり)

(3) 議会の対応

- ① 議会事務局長は、市の災害対策本部が設置されたときは、対策本部会議に出席し、その旨を議長に連絡する。
- ② 議会事務局は、市内で大規模災害が発生したときは、ラインワークスにより議員の安否確認を速やかに行う。なお、確認ができない議員については、電話・FAX 等により議員の安否確認を行うものとする。
- ③ 議長は、議員に対し、ラインワークスの掲示板等により収集・把握した災害情報の的確な提供を行う。

【初動期経過後(議会が通常の機能を回復するまで)】

(1) 議員の対応

- ① 議員は自らの所在を明らかにし、連絡体制を確立する。
- ② 議員は、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じ議長(議会内情報本部)に情報提供するとともに、地域の一員として避難所支援などの共助の取り組みが円滑に行われるよう協力する。
- ③ 情報提供にあたっては、ラインワークス・G メール等タブレットにより行うものとする。
- ④ 議員は、市民に対し、正確な災害情報を提供する。

(2) 議会の対応

- ① 議長は、被災情報を収集・整理し、災害対策本部に提供する。

- ② 議会事務局は、災害対策本部からの情報を速やかに議長・副議長へ報告する。
- ③ 議長は、議員に対し、ラインワークスの掲示板等により収集・把握した災害情報の的確な提供を行う。
- ④ 議長は、議員からの情報のうち、以下の事項に該当するものは議会内情報本部に一本化し、議会として取りまとめるものとする。
 - ア 被災地域における復旧工事等の要望に関すること。
 - イ 各避難所における運営方法等に関すること。
 - ウ 国・県に対する緊急要望の取りまとめに関すること。
 - エ その他、議長が必要と判断した事項。
- ⑤ 議長は、被災の状況を踏まえ、国・県・関係機関等に対し、適時適切に要望活動を行う。この場合においては、広域的な視点に立ち、関係自治体の議会とも十分に連携を図る。
- ⑥ 議長は、この指針を踏まえ、必要な対応を行うとともに、早急に通常の議会機能が回復できるよう努めるものとする。
- ⑦ 議長は、通常の議会機能が回復できたと判断した場合には、議会内情報本部を解散する。

2 参集または活動時の留意事項

(1) 服装・携帯品

木更津市議会の防災服を着用する。また、ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ、タブレット、筆記用具等をできる限り携帯するとともに、個人として食糧・飲料水も携帯する。

(2) 交通手段

道路事情により自動車が使用できないことも予想されることから、その場合は徒歩、自転車、バイク等を利用する。

4 環境整備

(1) 防災訓練

市議会は、実際に災害が発生した際に、本指針等に定める対応ができるよう必要な研修等に努め、議員は地域で開催される訓練等に積極的に参加する。

(2) 通信環境

大規模災害等が発生した場合、通信回線の途絶や規制等により、情報伝達手段が著しく制限されることから、平時からタブレットの充電状況の確認等を行うとともに、モバイルバッテリーを用意するなど災害時に使用できるよう努めるもの

とする。

(3) 議場等の代替施設

大規模災害が発生し、議場を含む議会事務局がある駅前庁舎に被害が生じた場合は、あらかじめ決定した代替施設・運営方法により会議を開催するものとする。

5 その他

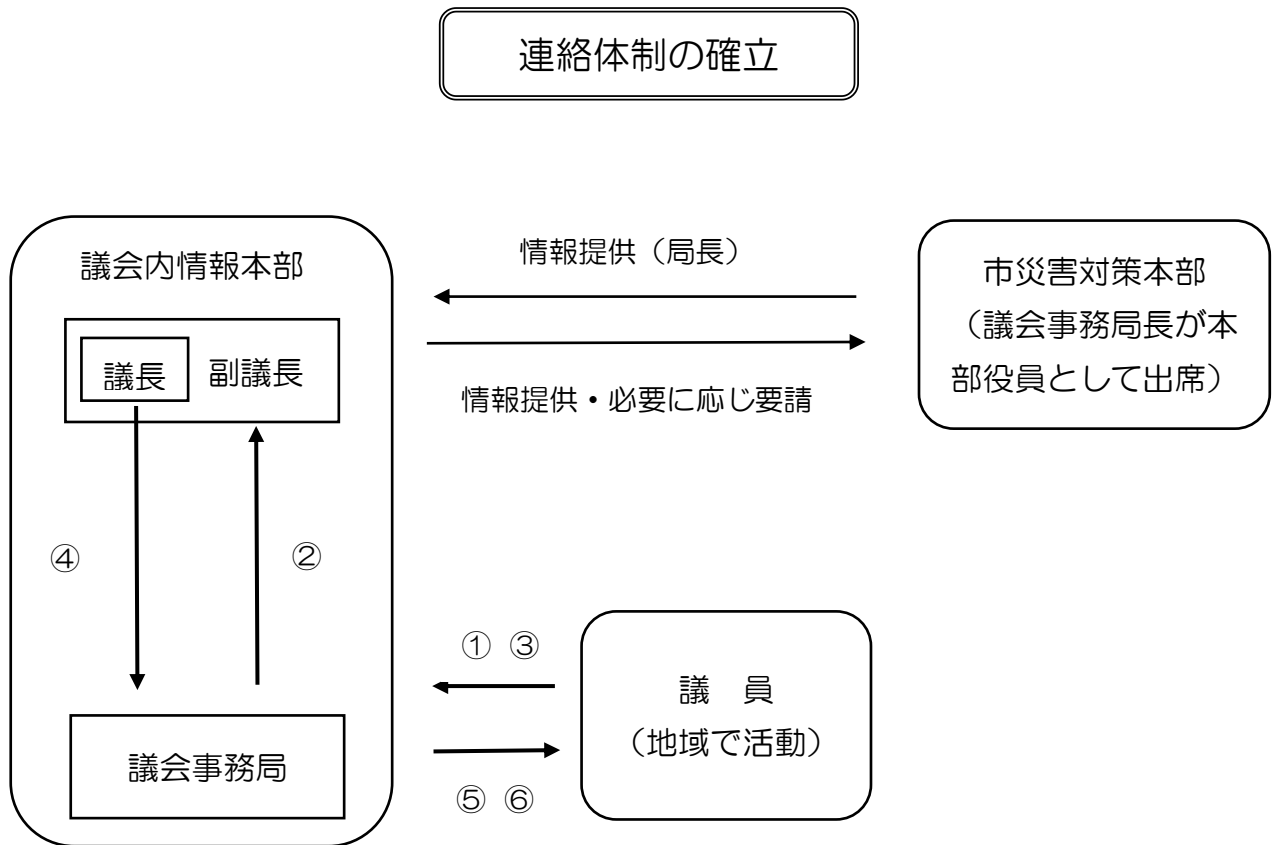
(1) 本指針・マニュアルの見直しについて

本指針等は、防災訓練等の実施により得られた情報・課題などについて、適切に本指針等に反映させ、改定させていく必要がある。また、検討課題に対する対策が完了した場合や実施すべき内容等に変更が生じた場合にも本指針等に反映させる必要があることから、必要の都度、適宜見直しを行うものとする。

(2) 本指針等の見直し体制について

本指針の見直しは、議会運営委員会において行うものとする。

議会における大規模災害発生時の対応イメージ



- ① 安否情報を議会内情報本部へ連絡
- ② 議長、副議長へ安否情報、災害情報を報告
- ③ 必要に応じ議会内情報本部へ地域の被災情報、要請事項等を報告
- ④ 議員への災害情報提供の指示
- ⑤ 議員への災害情報の提供
- ⑥ 必要に応じた登庁指示

議会事務局への連絡手段順位

- | | | |
|---|-----------|-------------------------|
| 1 | ラインワークス | |
| 2 | Gメール | kisagikai1@kisagikai.jp |
| 3 | FAX | 0438-22-4734 |
| 4 | 災害用伝言ダイヤル | 171 (0438-23-7184) |
| 5 | 電話 | 0438-23-7184 |